

広島県告示第四百五号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定によって、次のとおり都市公園の供用を開始する。

平成二十年四月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 都市公園の名称、位置及び区域

1 名称

広島県立せら県民公園

2 位置

世羅郡世羅町大字黒渕

3 区域

次の図に示す区域

（「次の図」は省略し、その図面を広島県都市局都市事業管理課及び広島県尾三地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。）

二 供用開始の期日

平成二十年四月十二日